

平成 24 年分所得税確定申告の主な改正項目

平成 25 年 2 月 18 日から、平成 24 年分の所得税の確定申告が始まりました。

平成 24 年分の所得税から適用される主な改正事項は以下の通りです。

申告期限は、平成 25 年 3 月 15 日となりますので、遅れることのないようにお願いします。

1. 生命保険料控除

- ① 生命保険料控除の対象となる保険料に、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に基づく介護医療保険料(最高 4 万円の控除額)が追加されました。
- ② 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に係る控除額(各最高 4 万円の控除額)及び平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料に係る控除(各最高 5 万円の控除額)の合計額が最高 12 万円(改正前:最高 10 万円)とされました。

2. 住宅借入金等特別控除

認定低炭素住宅(住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のものをいいます。以下同じです。)の新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をして居住の用に供した場合における特例が追加されました。

※この改正は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日以後に認定低炭素住宅を居住の用に供した場合に適用されます。

3. 認定長期優良住宅新築等特別税額控除

税額控除限度額が最高 50 万円(改正前:最高 100 万円)に引き下げられた上、その適用期限が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長されました。

4. 医療費控除の対象範囲

平成 24 年 4 月 1 日以後に支払った介護福祉士による喀痰(かくだん)吸引等及び認定特定行為業務事業者(一定の研修を受けた介護職員等)による特定行為に係る費用の自己負担分が追加されました。

5. 寄附金控除及び認定 NPO 法人等寄附金特別控除

都道府県知事又は指定都市の長が行う新たな認定制度による認定を受けた NPO 法人又は仮認定を受けた NPO 法人にその認定又は仮認定の有効期間内に支出した寄附金がこれらの特例の対象となることとされました。

6. 小規模企業共済等掛金控除の対象となる掛金

確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金が追加されました。

7. 「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」及び「特定住居用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」

その適用期限が平成 25 年 12 月 31 日まで延長されました。

お問い合わせ先 税理士法人ディープインパクト

電話番号:03(3262)1307 メール:info@deepimpact.co.jp

掲載している情報に関して、当社は細心の注意を払っておりますが、掲載した情報に誤りがあった場合や、第三者によりデータの改ざん、データダウンロード等によって生じた障害等に関し、事由の如何を問わずに一切責任を負うものではありません。